和歌山市地域生活支援事業支給決定基準

　和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例及び和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例施行規則による移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業及び日中一時支援事業の支給決定基準を次のとおり定める。

　この基準は、支給決定の際の標準的な支給決定量を表すものであり、必ずしも各時間数等において、その数値をそのまま支給決定していくものではなく、サービス利用意向にあわせて行うものとする。

１　移動支援事業の支給決定基準

（１）障害児（身体障害児（身体に障害のある児童をいう。以下同じ。）及び難病児等（治療法が確立していない疾病その他特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。以下同じ。）に限る。）及び身体障害者

　　屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児若しくは視覚障害者（視覚障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級又は２級に該当する者又はこれに準ずる者をいう。）又は全身性障害児若しくは全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。）が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（原則として通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）を行う際に支給を決定する。ただし、法第５条第３項に規定する重度訪問介護あるいは法第５条第４項に規定する同行援護の支給決定を受けた者に対しては、原則として支給決定を行わない。

（２）障害児（身体障害児及び難病児等を除く。以下同じ。）、知的障害者及び精神障害者

　　障害児、知的障害者又は精神障害者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（原則として通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）を行う際に支給を決定する。ただし、法第５条第３項に規定する重度訪問介護、法第５条第４項に規定する同行援護あるいは法第５条第５項の行動援護の支給決定を受けた者に対しては、原則として支給決定を行わない。

（３）難病患者等

　　　難病患者等のうち、外出する際に支援が必要であると認められる者が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として１日の範囲内で用務を終えるものに限る。）を行う際に支給を決定する。

（４）身体介護を伴うと伴わない場合の判断について

　　移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該利用者の日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供されるかどうかにより判断する。

（５）介護保険サービスとの併用について

　　介護保険受給者の場合は、移動支援の内容が障害認定されている障害に起因する移動の困難さに対する支援であり、自らの意思で主体的に社会参加活動を行う場合にのみ支給決定する。また、肢体不自由者で介護保険第１号被保険者については、介護保険第１号被保険者となる以前から移動支援事業の利用のあった者について、引き続き支給決定を行うものとする。

（６）支給決定する支給量の基準について

　　　支給決定する支給量は、次の表の区分に従って決定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 社会的理由 | 社会生活上必要不可欠な外出については、必要量を個別に算定する。 |
| 私的理由 | 個人の選好に基づいて行う社会参加活動等の私的理由による利用については次のとおりとする。１　１８歳以上の場合　月２０時間とする。２　１８歳未満の場合ア　３歳未満の乳幼児については利用決定しない。イ　３歳以上の未就学児については、緊急時対応として月５時間とする。ウ　小学校に在籍する児童については、月１０時間とする。エ　中学校以上に在学する生徒については、月１５時間とする。３　グループホーム利用者及び救護施設入所者の場合上記１，２の規定に係わらず　月１０時間とする。 |

（７）通勤（一般就労に限る）の訓練のための利用について

　　　（１）から（３）の規定により移動支援事業の支給決定の対象者となる障害を有する者については、（１）から（３）の規定に係わらず、通勤の訓練のための交通機関等の利用については、次の要件を満たす場合において、（６）に基づく支給決定時間の範囲で原則３か月を限度に支給決定することができるものとする。

　　　　①　具体的な就労見込みがあるが、通勤を自主的には行えない状況にあること。

　　　　②　特定相談支援事業者の作成するサービス利用計画案において、通勤を自主的には行えない状況にあるが、通勤の訓練を一定期間行えば独自に通勤を行えるようになる見込みであると評価されていること。あるいは、委託相談支援事業者の移動支援にかかる利用計画案において、通勤を自主的には行えない状況にあるが、通勤の訓練を一定期間行えば独自に通勤を行えるようになる見込みであると評価されていること。

　　　　なお、指定特定相談支援事業者によるサービス利用計画案の作成を受けた者については、支給決定より３か月を経過後、当該指定特定相談支援事業者によるモニタリングを受けるものとする。

２　地域活動支援センターⅡ型（障害者デイサービス）の支給決定基準

（１）基本型の対象者

食事、排せつ、入浴のうち、１以上の日常生活動作について一部介助を必要とする者又は行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度の者

（２）作業中心型の対象者

　　　身体障害者である者

（３）支給量の基準

　　　１週につき３回以内の利用を原則とするが、障害の状態、他のサービスの利用状況等を勘案してケアプランに位置づけられた必要な日数を決定する。

３　日中一時支援事業（日中利用短期入所型）

（１）対象者

家庭において一時的に介護が困難となった、又は生活訓練等が必要な知的障害者又は障害児とする。

（２）支給量の基準

原則として１月につき５日以内の利用を限度とし、障害の状態、他のサービスの利用状況等を勘案して決定する。

４　施行時期

　　この基準は、平成２８年４月１日以降の支給決定から適用する。

（平成１８年１１月１日制定）

（平成２３年１月１４日改正）

（平成２３年１０月１日改正）

（平成２５年４月１日改正）

（平成２６年４月１日改正）

（平成２７年８月１日改正）

（平成２８年４月１日改正）